

第1311回 高知市教育委員会10月臨時会 議事録

1 開催日 令和6年10月15日（火）

2 教育長開会宣言

3 議事

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 市教委第40号 教育長辞職への同意について

4 出席者

(1) 教育委員会

1 番教育長

松 下 整

2 番委員

谷 智 子

3 番委員

西 森 やよい

4 番委員

野 並 誠 二

5 番委員

森 田 美 佐

(2) 事務局

教育次長

植 田 浩 二

教育政策課長

岸 田 正 法

教育政策課長補佐

神 岡 純 子

教育政策課総務担当係長

西 野 友 庸

教育政策課主査

四 國 真 衣

1 令和6年10月15日（火） 午後1時13分～午後1時40分（たかじょう庁舎3階教育長室）

2 議事内容

開会 午後1時13分

松下教育長

ただいまから、第1311回高知市教育委員会10月臨時会を開会いたします。

日程第1，会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、西森委員，お願いいたします。

西森委員

はい。

松下教育長

本日の議案は10月16日まで時限秘の内容となっておりますので秘密会といたします。よろしいでしょうか。

委員一同

————— 【異議なし】 —————

松下教育長

日程第2 市教委第40号「教育長辞職への同意について」は、審議が終了するまで退席させていただきます。

根拠といたしましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項で「委員自身の従事する業務に直接の利害関係がある場合は、その議事に参与することができない」と規定されており、「議事への参与」とは、会議の出席・発言・討論・議決への参加を意味するとされているためでございます。

従いまして、この後の進行につきましては、職務代理者に議事の進行をお願いしたいと思います。

根拠といたしましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項で「教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う。」となっており、この「事故があるとき」とは、委員自身の従事する業務に直接の利害関係のある場合が含まれているためです。

それでは、谷委員，よろしく申し上げます。

（松下教育長退室）

谷委員

それでは、以後の議事進行につきましては、私が行います。

日程第2 市教委第40号「教育長辞職への同意について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

植田次長

市教委第40号「教育長辞職への同意について」，説明いたします。

この度、松下教育長から令和6年10月16日をもって辞職したいとの申出がありました。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第10条において、教育長の辞職には教育委員会の同意が必要とな

っておりますことから、教育長の辞職に同意することについてお諮りするものでございます。説明は以上です。

谷委員

この件につきまして御意見等お願いします。

西森委員

仮に同意した場合、今後の手続きの流れはどうなりますか。

教育政策課長

現時点で日時は不明でございますが、市長のほうから次の教育長の案が示されて議会の同意を得て新教育長という流れになります。

西森委員

10月16日ということで同意をして16日で身分を喪失されて、教育長が不在になって職務代理者は谷委員が指定されているからその間谷委員がお勤めになられて、時期は未定でしょうけれども議会の同意がいるということは臨時議会を開く場合もあるんでしょうか。

教育政策課長

臨時議会の可能性もございます。時期は分かりません。

西森委員

定例だといつになりますか。

教育政策課長

定例だと次が12月ということになります。

西森委員

これには教育委員会の同意はいらないので、市長が御推薦された方を議会が承認なさって決まるということですよ。

教育政策課長

はい。

西森委員

御本人がお辞めになるということであれば致し方なし。

森田委員

辞職の後の通常の業務、決裁とかそういうところは、めどみたいなのはありますか。

教育政策課長

10月17日に谷委員が職務代理者になりますが、日常的な決裁行為などにつきましては次長の代決で事務的な処理ができます。谷委員に御対応していただく業務といたしましては、本日のような教育委員会定例会なり臨時会なりの開催と、議会の定例会や臨時会が開催される場合の出席の大きくこの2点になります。通常業務は次長が対応となります。

野並委員

いろいろと御事情はあると思いますが、第三者委員会に調査を委ねているわけで時期がどうなのかなという思いはあります。

西森委員

第三者委員会の結果が出てからでもとは思っていますけれど、いつが終わりというのが示されていませんね。

谷委員

今年の12月末の任期までという区切りの方法もあると思うが、それだと責任を取っていないという考えもあるかもしれない。

ほかに御意見ありませんでしょうか。よろしいでしょうか。ほかに御意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。

市教委第40号「教育長辞職への同意について」は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

委員一同

————— 【異 議 な し】 —————

谷委員

御異議なしと認めます。よって、市教委第40号は、原案のとおり決しました。進行役を松下教育長へお戻しします。

(松下教育長入室)

松下教育長

秘密会を解きます。

以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。これで教育委員会を閉会いたします。

閉会 午後1時40分

署 名

教育長 _____

3番委員 _____